

牧之原市監査委員告示第 1 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 7 項の規定による監査を牧之原市監査基準（令和 2 年牧之原市監査委員訓令第 1 号）に基づいて実施したので、その結果を同条第 9 項及び第 10 項の規定により下記のとおり公表する。

令和 3 年 9 月 3 日

牧之原市監査委員 飯塚 貴穂
同 太田 佳晴



令和3年度 財政援助団体等監査に関する報告及び意見について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 7 項の規定による監査を牧之原市監査基準（令和 2 年牧之原市監査委員訓令第 1 号）に基づいて実施したので、その結果を同条第 9 項及び第 10 項の規定により下記のとおり提出する。

記

第 1 監査の種類

財政援助団体等監査

第 2 監査の対象及び団体、担当（所管）課

令和 2 年度の補助金等に係わる部分

監査対象団体	担当（所管）課
社会福祉法人 牧之原市社会福祉協議会	福祉こども部 社会福祉課

第 3 監査の着眼点

1 所管課に係る監査

- (1) 補助金等の目的、金額、交付の方法・時期・手続き、条件等が適法かつ妥当であるか。
- (2) 当該補助金の公益上の必要性の有無。
- (3) 補助金等の効果および条件の履行の確認が適切に行われているか。
- (4) 団体に対する指導監督が適切に行われているか。

2 団体に係る監査

- (1) 補助金等に係る会計処理が適切に行われているか。
- (2) 補助金等が事業計画にそって、補助等の対象事業に適切かつ効果的に用いられているか。

第4 監査の主な実施内容

監査の実施に当たっては、あらかじめ指定した財政援助団体から提出を求めた監査資料に基づき事前監査をするとともに、当日は団体と補助金関係担当課職員からの説明を聴取し、監査の着眼点に基づき監査を実施した。

第5 監査の実施場所及び日程

牧之原市相良総合センターい〜ら 会議室

令和3年6月30日(水)

第6 監査の結果

監査の対象とした牧之原市社会福祉協議会への補助金に係る事務事業は、適正に執行されていると認められた。

第7 監査の意見

【共通】

- 1 社会福祉活動の推進事業等に要する経費として、補助金の大部分を人件費に充てている。そのことから社会福祉活動の推進事業の現状把握及び評価を行うとともに、補助金が活かされるよう市と社会福祉協議会が十分な連携を図っていただきたい。
- 2 戦没者遺族等援護事業であるが、戦没者遺族会の運営は、高齢化により全国的にみても遺族の方が少なくなってきており、孫などに引き継いで事業をやっていくという動きがあると聞いている。戦没者を称えるということ、栄霊の顕彰と慰霊に努めるということなど、将来に継続していくことが今の平和を保つことであり、若い世代のためにも続けていってほしい事業であるので留意されたい。

【社会福祉協議会】

- 1 新型コロナウイルス感染症の影響により中止せざるを得ない事業が多くあり、また、人と接する場面でも大変神経を使い、ご苦労があったことに感謝申し上げます。
- 2 少額の消耗品費の支払いについて、担当者が商品購入後、領収書を出納担当者に持参して現金を受け取るという立替払いを数回行っている。経理規定には小口現金による概算払いの支払いを定めているので、その規定に沿って処理されたい。
- 3 消耗品費などの少額な支払いに振込手数料がかかっている。経費の削減が言われている中でもあるので、小口現金を利用するなどの支払いを検討されたい。
- 4 地域の絆が薄くなってきている状況の中、新型コロナウイルス感染症の影響

により事業が中止になり、加速して絆づくりが停滞する恐れがある。このようなことから、コロナ収束後は、地域福祉事業、高齢者の居場所づくりや地域の交流事業などについて積極的に取り組むことで早期な現状の回復を期待する。

第8 監査結果の概要

- 1 役員及び職員数（令和3年6月30日現在）
 - 役員（2年任期）会長1人、副会長1人、理事5人、監事2人
 - 評議員（4年任期）13人
 - 事務局 事務局長1人、職員（育休・嘱託含む）62人
 - 臨時職員74人
- 2 補助金の交付及び受入について
 - (1) 令和2年度牧之原市社会福祉協議会運営費補助金は3回に分け、総額59,249,000円が、一般会計3款（民生費）1項（社会福祉費）1目（社会福祉総務費）18節（負担金補助及び交付金）から交付されている。この補助金は、人件費、施設利用費をはじめ、ボランティア活動費、心配ごと・法律相談などのきめ細やかな事業展開により地域福祉の向上を図るために活用されている。

牧之原市社会福祉協議会運営費補助金使途明細

単位：円

項目	決算額	勘定科目	補助金 充当額	備考
社会福祉協議会事務局 人件費	58,916,884	職員俸給	28,818,402	補助対象職員 一般職員21人 パート職員8人
		職員諸手当	12,397,868	
		非常勤職員給与	6,201,470	
		法定福利費等	2,082,260	
		小計	49,500,000	
社会福祉協議会事務局 運営費	6,839,793	福利厚生費	789,329	職員健康診断料等
		旅費交通費	56,150	出張旅費
		消耗品費	503,007	印刷機トナー等
		印刷製本費	741,541	コピー料金等
		通信運搬費	1,173,602	電話使用料等
		業務委託費	140,800	経理システム等
		手数料	719,175	振込手数料等
		保険料	230,670	公用車任意保険料等
		賃借料	962,064	コピー機、公用車リース料
		租税公課	162,800	自動車税
		保守料	188,540	パソコン等保守料
		車輛費	872,663	公用車車検、点検代、ガソリン代等
小計	6,540,341			
マイクロバス管理費	908,219	車輛費	329,219	車検、燃料代、高速道路代
		小計	329,219	
ボランティア活動費	2,404,894	給食費	118,475	災害時備蓄
		保健衛生費	11,704	消毒用品

項 目	決算額	勘定科目	補助金 充当額	備 考
		消耗品費	153,906	災害用品
		保険料	1,960	ボランティア講座保険料
		印刷製本費	11,550	コピー用紙代
		通信運搬費	50,800	切手代
		会議費	1,508	お茶代
		広報費	163,097	ボランティア情報誌
		助成金支出	122,000	ボラ連、災ボラ助成金
		小 計	635,000	
介護用具貸与事業費	21,000		0	
		小 計	0	
施 設 利 用 費	1,273,100	助成金支出	1,272,000	前期 116 名、後期 110 名
		手数料支出	1,100	両替手数料
		小 計	1,273,100	
心配ごと・法律相談 事 業 費	991,340	諸謝金	960,000	弁護士報酬
		会議費	11,340	弁護士昼食代等
		小 計	971,340	
		合 計	59,249,000	

(2) 令和2年度牧之原市福祉関係団体活動費補助金は、1,230,000円が、一般会計3款(民生費)1項(社会福祉費)1目(社会福祉総務費)18節(負担金補助及び交付金)から交付されている。この補助金は、牧之原市から社会福祉協議会を通して関係9団体に交付され、福祉活動の円滑な運営を図るため活用されている。

牧之原市福祉関係団体活動費補助金明細

単位：円

	団 体 名	補助金額
1	牧之原市身体障害者福祉会	379,000
2	牧之原市手をつなぐ育成会	38,000
3	N P O 法 人 精 神 保 健 福 祉 み どり 会	68,000
4	榛原地区相良更生保護女性会	25,000
5	榛原地区榛原更生保護女性会	40,000
6	榛 南 断 酒 会	69,000
7	榛原地区保護司会相良支部	328,000

	団 体 名	補助金額
8	榛原地区保護司会榛原支部	189,000
9	法務省榛原保護区 榛原地区保護司会	94,000
	合 計 (9団体)	1,230,000

(3) 令和2年度牧之原市戦没者遺族等援護事業費補助金は、541,000円が、一般会計3款(民生費)1項(社会福祉費)1目(社会福祉総務費)18節(負担金補助及び交付金)から交付されている。この補助金は、牧之原市から社会福祉協議会を通して団体に交付され、戦没者慰霊祭をはじめ援護事業の円滑な運営を図るため活用されている。

牧之原市戦没者遺族等援護事業費補助金明細

単位：円

	団 体 名	補助金額
1	牧之原市遺族会	541,000

(4) 令和2年度牧之原市福祉関係団体活動費補助金(高齢者ふれあい・いきいきサロン)1,536,000円は、一般会計3款(民生費)1項(社会福祉費)3目(老人福祉費)18節(負担金補助及び交付金)から交付されている。この補助金は、牧之原市から社会福祉協議会を通して39団体に交付され、各々に活用されている。

牧之原市福祉関係団体活動費補助金(高齢者ふれあい・いきいきサロン)明細

単位：円

	団 体 名	補助金額
1	高齢者ふれあい・いきいきサロン	1,536,000

以上報告する。